

維新の会の光本圭佑でございます。

第 11 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は、4点、

「選挙公報について」

「ドローンの規制と活用法について」

「学校健診情報のデータベース化と利活用について」

「市長の政治姿勢について」

です。

それでは、早速質問に入ります。

(1. 選挙公報について)

総務省は5月31日までに、国政選挙や地方選挙の候補者の公約などが記載された選挙公報を、投開票日以降も選挙管理委員会などのホームページで保存することを認める方針を決め、都道府県選管に通知しました。

総務省はこれまでネットの選挙公報は選挙ポスターに準じる存在とみなし、2012年3月に「掲載期間は投票当日までとし、その後速やかに削除する」と、都道府県選管に通知しました。

ネット選挙が本格化した13年7月の参院選などにも、この見解を運用してきました。都道府県選管の多くは、12年の総務省の通知に基づき、選挙が終わると直ちに選挙公報を削除してきました。

最近になって、維新の党の初鹿明博衆院議員が、削除要請の見直しを求める質問主意書を提出、政府は「過去の選挙の記録として残すのは差支えない」との答弁を5月22日に閣議決定し、総務省が都道府県選管などに通知しています。

市民などからも「候補者が公約を守っているかどうか点検できない」との批判があり、方針を転換したようです。

地方選挙などの投票率低下に歯止めをかけるためにも、ネット保存を前向きに検討するべきだと思います。

Q1.そこでお尋ねします。

青森県は今春の県議選の公報をいったん削除しましたが、「選挙の記録」と位置付け、今後再び選管ホームページに掲載し保存することにしています。

本市においては、現時点でどのような検討または決定がされているでしょうか。

お聞かせください。

(2. ドローンの規制と活用法について)

4月に首相官邸にドローンが落下した事件を受け、政府のルール作りに先行する形で自治体の規制が広がっている実態が浮かんでいます。

6月1日付けの毎日新聞に、全国47都道府県と20政令市のうち、公園や観光地などでの小型無人機「ドローン」の使用に規制を設けている自治体は、19都道府県と9政令市の計28自治体で全体の約4割を占める、と書かれています。また、規制を検討しているのは12県と4政令市の計16自治体で、規制を設けた自治体と合せると全体の約7割に達しているとのこと。

規制を導入している自治体の多くは、既存の公園条例や庁舎管理規則などを適用し、特定区域内の使用を禁止しています。落下の危険があるにもかかわらず多くの人が集まる場所でドローンを飛ばすことが花火などと同様の「迷惑行為」にあたると判断しています。

隣の大阪府では、ドローンの飛行を公園条例で禁止している「他人に危害を及ぼすおそれのある行為」に該当するとみなし、大阪市内981箇所のすべての公園で飛行を禁止しています。しかし、目的によっては時間帯や場所を限定して個別の許可を検討しています。

Q2.そこでお尋ねします。

ドローンの規制について、本市では現時点でどのような検討または決定がされているでしょうか。

お聞かせください。

(3. 学校健診情報のデータベース化と利活用について)

現在、わが国の学校保健安全法に基づいて、学校健診のデータは各学校に紙ベースで保管されていますが、5年を過ぎると廃棄処分されており、集積後に個人には還元されることのない場合もあります。さらに、個別データのデータベース化やその利活用はなされていません。このような状況では、せっかく行政施策として実施されている健診データの学術、政策、産業へのさらなる利活用を通じた地域健康増進や経済活性化は望めません。

Q3.そこでお尋ねします。

本市では、過去から現在に至るまで、学校健診データはどのような形で保管され、どのように利活用されてきたのでしょうか。

教えてください。

(一問一答 Q1-1)

本市では総務省の通達を受け、早速市のホームページ内にある選挙管理委員会のページに、平成 25 年 6 月 16 日執行尼崎市議会議員選挙公報と平成 26 年 11 月 16 日執行尼崎市長選挙公報を掲載していただきました。

Q1-1 そこでお尋ねします。

せっかく迅速な対応をしてくださったわけですので、前回の市議選・市長選の選挙公報を見ることができるようになったことを早く市民に知らせるべきだと思いますが、今後どのような方法で広報していく予定でしょうか。

お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q1-2)

Q1-2 最後に、選挙公報に掲載される各候補者の順番についてお尋ねします。

選挙ポスターについては、告示日にクジを引き、そこで掲示板にポスターを掲示する番号が決まりますが、選挙公報についてはどのような順番で掲載が決められているのでしょうか。

総務省はこれまでネットの選挙公報は選挙ポスターに準じる存在とみなしていたわけですから、選挙公報も選挙ポスターの掲示順で掲載するのが公平だと感じますが、お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q2-1)

ドローンの規制を導入している自治体の多くは、既存の公園条例や庁舎管理規則などを適用し、特定区域内の使用を禁止しています。

しかし、公園での使用が規制されると、河川や河川敷で使用する人が増えてくると思います。また、これからの季節、夏祭りや盆踊りが各地で行われる中、その様子を空撮するためにドローンを使用する人が出てくる可能性もあります。

そして、本市は来年度市制 100 周年を迎えますが、各地で行われる様々な 100 周年イベントを撮影するためにドローンを使用する人が出てくる可能性もあります。

Q2-1 そこでお尋ねします。

既存の条例や規則などでも規制できない場所は、例えば本市で言えばどういう場所が該当するのでしょうか。

そういった該当場所に対して、本市ではどのような対策をお考えでしょうか。

お聞かせください。

(一問一答 Q2-2)

今までドローンの規制の話を進めてきましたが、私個人的には、市民・住民の安全確保は十分に対策を講じる必要があるものの、だからと言って規制や禁止一辺倒にするべきではなく、空の産業革命とも言われているこのドローン技術を活用することも考えていくべきだと思っています。

篠山市では市のPR用空撮映像の撮影のため、小型無人機「ドローン」2機・約135万円の導入を計画していることに対し、4日の市議会補正予算特別委員会で「安全対策を十分に講じること」との付帯決議を付けて最終的に認められました。

私としては、篠山市の直接運用には疑問があり、そこは民間業者に任せてもよいのではと感じていますが、「市としてもドローンを活用していきたい」という姿勢は時期尚早ではなく、本市でも活用法を積極的に検討していくべきだと思います。

新しい技術を積極的に使いこなし、より良い社会を作っていく姿勢が失われれば、日本は世界から置いてきぼりにされ、衰退していくことになると感じています。逆に、きちんと使いこなしていけば、たとえ人口減少社会でも、私達はより一層豊かに生きていくことさえできるとも感じています。

ドローンの活用法の例として、大きく分けて7つあります。

1. 災害救助
2. 地球上のあらゆる自然環境のリサーチ
3. ジャーナリズムへの活用
4. アクロバットなスポーツの撮影
5. 短時間でのモノの配達
6. 3次元の空間を自由に使った広告
7. ドローンを用いたイベント

Q2-2 そこでお尋ねします。

ドローンの活用法について、本市では現時点でどのような検討または決定がされているでしょうか。

お聞かせください。

(一問一答 Q3-1)

首相官邸においては、東日本大震災以降、医療情報化に関するタスクフォースを設置し、健康情報のバックアップについて推奨しています。この中で、災害時のレセプト情報や医療情報のバックアップを個人情報保護法を遵守して行うことは重要とされています。厚生労働省も、平成 24 年度の概算要求以降、医療情報連携・保全基盤推進事業として本件を推進しています。

学校健診情報のデータベース化は、上述のような政府の方針に則り、学校における予測不可能なリスクの低減にも大いに寄与します。

Q3-1 そこでお尋ねします。

災害時の対応として、政府も「健診情報のバックアップ体制」は必要との見解を出している中で、本市の見解や取組み姿勢についてお聞かせください。

(一問一答 Q3-2)

この学校健診データのデータベース化は不測の災害時に対応する貴重なバックアップデータとなるだけではなく、様々な疫学解析に役立てることができます。

「地方創生にビッグデータを活かせ！」と言われ始めてきましたが、まさしくこの学校健診データの解析・利活用もビッグデータの利活用です。

学校健診データをデータベース化し、様々な疫学解析を行うことで、今まで分かっていなかった将来の病気の遠因を知る貴重な情報となり、生徒の将来の健康を守る一助となります。そして、将来健康である市民が増え、医療費削減にも繋がります。

また、健康教育を行っている行政としてイメージアップに繋がる上に、疫学解析の結果を食育や給食の設計に反映・利活用することが可能になります。

Q3-2 そこでお尋ねします。

本市が今までに行ってきた学校健診データの解析は、どこが主体となり行っていたのでしょうか。

また、その解析結果は具体的に何に繋がり、どういう効果があったのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-3)

この事業を行うにあたって、教育委員会が懸念する点としては、京都大学の川上浩司教授が常務理事を務める一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構に学校健診情報のデータベースを引き渡すことだと思います。

「個人情報保護法との整合性」を懸念されると思いますが、この事業自体が個人情報保護法との整合性を保ってデータは取り扱われます。

作業手順としましては、学校現場で学校健診調査票をスキャンする際に、個人情報がシステムで自動的に取り除かれますので、この時点で個人情報ではなくなります。

さらに、参考資料をお配りさせていただいておりますが、その中に個人情報保護法の第十六条と第五十条を抜粋したページがございますが、その太文字にしている箇所をご覧ください。

この太文字で書いてある通り、今回のこの事業は個人情報保護法の規定が適用されないというのがお分かりいただけるとと思います。

Q3-3 そこでお尋ねします。

教育委員会が懸念する「個人情報の取扱い」の部分は、ご説明したようにクリアになると思いますが、お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q3-4)

個人情報の取扱いの部分がクリアになったとしても、次に教育委員会が懸念する点としては「学校健診データの利活用について保護者の承認を得る必要がある」ということだと思います。

この点についても、参考資料をお配りさせていただいておりますが、「文部科学省・厚生労働省による「疫学研究に関する倫理指針」の中で「研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開しなければならない。」とあります。

また、参考資料の次のページをご覧ください。

要は、既存の健康情報を用いて解析を行う研究事業においては、対象者の個別の同意は不要であり、事業のポスターなどによる公知と拒否権があればよいことになっているということです。

Q3-4 そこでお尋ねします。

教育委員会が懸念する「学校健診データの利活用について保護者の承認を得る必要がある」という点は、ご説明したようにクリアになると思いますが、お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q3-5)

3月に秘書室を通して市長への面談をお願い→教育委員会マター→学校保健課面談断り

この事業がどこまでの広がりを見せるのか、本市にどういったメリットや優位性をもたらすのかを少しでもイメージできるのであれば、この事業の実施の可否について、学校保健課の判断で断りを入れてくるようなレベルの話ではないと思います。

また、この事業を実施することにより、健診データの管理・抽出・帳票作成を行っていた養護の業務量を大幅に削減し、本来の業務に注力する時間の増加も実現します。

Q3-5 そこでお尋ねします。

この「学校健診情報のデータベース化と利活用」については、新しく設置された総合教育会議の議題にも上げて検討すべきほどの事業だと私は思いますが、お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q3-6)

一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構の常務理事であり、京都大学の教授でもある川上浩司教授から「兵庫県の中でもぜひ尼崎市で行いたい。尼崎市の負担はなく無償で実施可能。」というありがたい申し出とともに、市長や教育長との面談を希望されています。

Q3-6 そこでお尋ねします。

「学校健診情報のデータベース化と利活用」について、本市のメリット・優位性もご理解いただけたと思います。

ぜひ、川上教授との面談の機会を作っていただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

■尼崎市は肥満児童・生徒が多く、生活習慣病予備軍とも言える児童・生徒が多いので。

■「人に生きる 地方創生」

■抽象的なことを言わずに、具体的なことを実際にやって一歩でも前に進むべき

- ファミリー世帯の転出を食い止める一助になる可能性
- 周辺自治体からファミリー世帯を獲得するチャンス
- 転出増の現状を抑制し、転入増を目指すということは、周辺自治体との人口の取合い合戦に勝たなければならず、勝つためには特色や魅力を備え、それを効果的に発信していく必要がある。
- 既に問題が発生している部分を解決するだけでなく、将来に向けて問題を発生させない、問題を抑制するための取組みも講じていくべき。
- 健康増進は、医療費の削減、労働人口の増加にも繋がり、それは本市の財政にも直結していく
- 100周年を記念して、次の100年に向けて
- 疾病や病気は貧困に宿る